

Title	都市近郊村の諸問題：武蔵国豊嶋郡角筈村
Sub Title	Some problems on a suburban village : Tsunohazu-mura, Toshima-gun, Musashi-no-kuni
Author	速水, 融
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1954
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.47, No.3 (1954. 3) ,p.199(1)- 236(38)
JaLC DOI	10.14991/001.19540301-0001
Abstract	
Notes	関東農村の史的研究 (第三集) = Historical studies on the villages in the Kanto District (part III) 論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19540301-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

都市近郊村の諸問題

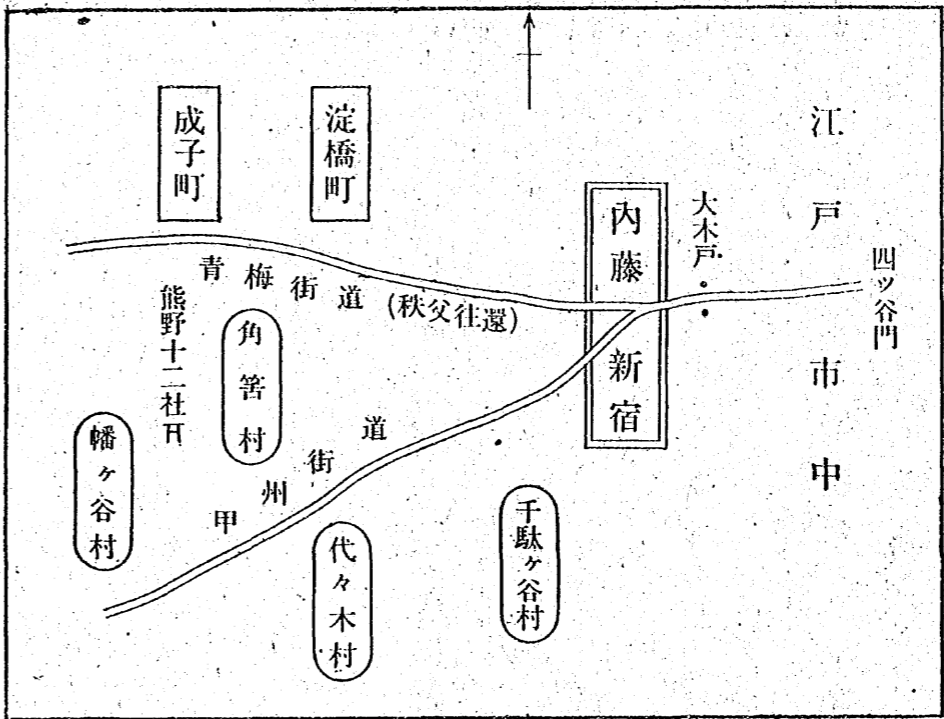
—武藏國豊嶋郡角筈村—

速 水 融

徳川時代の角筈村は、甲州街道最初の宿驛内藤新宿に隣接し、武藏國豊嶋郡に属する一村落であつた。「新編武藏風土記稿」によりその概観をみると、「戸數百八、東西十五町、南北八町許、東は内藤新宿、西は幡ヶ谷村、南は千駄ヶ谷、代々木の二村、北は成子町、淀橋町なり」と記されている。又、文政八年（一八二五）の「村差出明細帳」には「當村之儀へ、南者甲州道中往還、北者秩父道往還江出張居申候」とあり、その村域は、大體、現在の新宿驛附近から淀橋淨水場、熊野十二社を含む一帯と判断する事ができる。現在まで吾々の間で採り上げられて來た關東農村が、すべて純農村か又はそれに近い農業生産に主力を置く村々であつたのに反し、角筈村は江戸日本橋から二里、法制上江戸市中との境である四ツ谷大木戸からは僅か十八町であり、更に内藤新宿に隣接していると言ふ點で都市近郊村としての特質を多く持つてゐる。事實、後述する如く、後期に至ればこの村は農村と言ふよりはむしろ都市の一翼として、商業に生計の途を求め「村」に變化してしまふ。勿論この變化は極めて徐々たるものであり、同時に又決して圓滑になされたものではない。後に觸れる様に、そこには種々の問題を生じたのである。

（註）『新編武藏風土記稿』大日本地誌大系第五卷二百三十五頁。

都市近郊村の諸問題



さて、この村に關し、残された史料の種類は、風俗、治安に關するもの、建家、火災に關するもの等、普通の農村史料に見られぬ多彩なものである。是等の史料は社會風俗的には興味深い題材であり、この面から江戸近郊村都市化の側面を窺う事ができるのであるが、本稿においては問題をこの村の諸産業、農業及び商業の状態につき、村全體としての動きを捉えてみる事にする。

本論に入る前に若干村の概観について考察を加えてみよう。

まず支配關係であるが、近世初頭以來天領であつた。しかし、前記文政八年の村明細帳には、私領寺領入會分として、神谷縫殿之助、牛込宗參寺、御簞筒同心衆給地、湯嶋隣祥院領が夫々若干づゝ、合計四十八石三斗餘が書き上げられている。しかし是等は量的には僅少であり、殆んど問題とするに足りない。

次に貢租である。寛永十九年(一六四二)の「角筈村午之御成ヶ可納割付之事」は、完全な形で残された本村最古の年貢割付状であるが、これにより當初におけるこの村の年貢負擔をみると、田方合五町四反九畝二十六歩、取米十一

第1表 延寶檢地前後の高請地比較對照表

	延寶元年		延寶2年		同石盛
	畝歩	石	畝歩	石	
上田	89.08		296.01	85.524	12
中田	168.01		127.19	12.768	10
下田	287.28		110.07	8.819	8
々々			2.08	0.136	6
上畑			628.11	81.688	13
中畑	700.00		1053.14	115.881	11
下畑	803.06		413.18	37.224	9
々々	3060.27		313.13	21.940	7
上野	1052.25		386.06	19.310	5
中野			98.18	2.958	3
下野			123.12	3.702	3
萱野			36.17	0.914	2.5
萱野			69.16	1.390	2
屋敷	103.20		*4861.09	493.329	10
田方小計	545.07	39.646	536.05	57.242	
畑方屋敷計	5770.18	205.411	7968.00	778.334	
合計	6265.25	245.057	8504.05	835.576	

* この中は石盛14の宿屋敷が含まれている。

石七斗六升七合、畑方合六十三町三反七畝十歩、取永十八貫七百三十文、屋敷一町五反六畝十一歩、取永一貫五百六十四文となつて居り、この外、荏、大豆、野錢が納付されていた。以後延寶二年(一六七四)の檢地に至る迄は、多少の變動は檢見取りの結果當然であつたが、大約この様な状態であつた。しかし延寶の檢地により、田畑の面積、石高に相當の變化をみせている。檢地前後の高請地面積及び石高を對照すれば第一表の如くである。

即ち、この表より檢地による村高の急増は、耕作地たる田畑の檢出によるものではなく、村高の半ば以上を占める屋敷地の急増による事が明らかとなるであろう。むしろ田畑は減少さえしている。こゝで屋敷地とは何か、問題となるわけであるが、それが字義通りの意味に解釋すべきでない事は、たとえば後年の土地賣買證文その他に屋敷畑なる言葉が用いられている事からも推測される。この屋敷地の問題は本論において述べる事項とやゝ關聯して來るので、若干紙數をさき、延寶の檢地について少し明らかにしておく必要がある。

この檢地は中川八郎左衛門・關口作左衛門兩人の改めにより行われている。『新編

都市近郊村の諸問題

第2表 持高別構成表(延寶2年)

	社	寺	地下 3反以下	地上 3反以上
50 石以上	0	0	0	2
50 石~30 石	0	0	0	0
30 石~20 石	0	4	9	3
20 石~10 石	0	9	15	15
10 石~5 石	1	17	6	6
5 石~3 石	0	9	4	4
3 石~2 石	0	1	0	0
2 石~1 石	0	3	0	0
1 石以下	0	3	0	0
合 計	1	46	30	30

武藏風土記稿』によれば、同年兩人により檢地の行われた村は附近の千駄ヶ谷村、下高田村等がある。當時の檢地帳原本は残つて居らず、僅かに後年の寫しを見出し得るが、檢地直後に作られた「角管村寅之御檢地名寄帳」が残存しているもので、是を檢地帳より作されたものと見做し、各人の持高を算出してみると第二表の如くである。

この表により、持高の多いものは屋敷地を三反以上持ち、少い者は三反以下であるという傾向が明らかとなつた。前者を假にAグループとし、このグループについて更に検討を加えてみよう。まず最大の持高は屋敷六町六反二畝五歩、高六十六石二斗一升五合餘を有する茂左衛門であり、第二位の屋敷地五町九反八畝十六歩、高五十九石八斗五升三合餘の權右衛門と共に群を抜いている。ところで注目すべき事は、兩者とも全く耕作地を有していない事で、この事實はAグループの殆んど全員について見出し得る。即ち、同グループ三十人中、屋敷又は宿屋敷以外の土地を有する者は僅か三人であり、しかもそれ等についても、耕作地の石高は極めて僅かであり、このグループ全員が全く屋敷地のみ所有者であつたと言つても過言ではない。持高の合計は四百五十三石餘となり、第一表に示した角管村屋敷地石高の殆んど、そして全村高の半ば以上を占めている事になる。

次に屋敷地三反以下のBグループについて考察してみよう。まず同様に最大の持高長右衛門をとつてみると、持地の合計二町九反一步、石高二十七石二斗一升七合餘、内屋敷地が九畝二十二歩、高九斗七升三合餘であり、普通の農村でみられる形と何等異るところはない。以下の者についても同様の事が言い得る。このグループは角管村田畑の殆んどを所有し、屋敷地は田畑に對して比較にならぬ程少いのである。この様な兩グループの間の明確な相違は、更にもう一つの事實によつて強化されている。それは、Aグループの内、たゞ一人の例外を除いて全員が、「秋本攝津守殿内 茂左衛門」、「松平伊豫守殿内 權右衛門」の如く、肩書有している事である。この肩書がこの村に多く存する武家屋敷の主を示すものである事は疑う餘地もない。名寄帳の末尾には、「御代官様江武家方ノ名、御水帳之面此帳面之通相不替書上候覺留」として武家方の名書出の書式を示している。左に擧げよう。

表何間何尺何寸 一屋敷何反何畝歩 誰殿内 誰
何間……… 此高何石何斗何升何合何才

(中略)

右之通角管村寅之御檢地御水帳之面ニ武家方御屋敷者御家來衆之名付ニ被遊候間、如此書會指上申候、少も相違無御座候以上

延寶四辰年

七月廿二日

武州豊嶋郡角管村

名主 伊左衛門

惣左衛門

八郎右衛門

長右衛門

野村彦大夫様

従つて、こゝに檢出されたAグループは百姓ではなく、意外にも武士層であつた事が判明した。若し檢地帳の名請

都市近郊村の諸問題

人が被支配者たる農民であり、檢地によつて身分秩序の確定が行われたとするならば、角管村の場合は説明が不可能とならう。とも角、檢地帳に^(註)百姓と武士が名請人として並列されている事は矛盾に満ちた事と言わねばならない。この矛盾を是正せんがために檢地直後に前掲の武家方屋敷の書き出しが命ぜられ、名寄帳には誰某殿内誰レとして區別されるに至つたものと解釋される。

(註) 檢地帳寫しには、寫した當時の所有者と思われれる名前の上に檢地當時の所有者名が記されているが、是には肩書その他兩者を區別し得る様な記載は何等ない。

角管村の武家屋敷は大別して拜領屋敷と抱屋敷に分けられる。前者は公的なものであり、この場合は勿論年貢地ではない。従つて新たに設定をみる場合はその分の石高は村高から差引かれる。角管村の延寶以後における村高の減少もこの拜領屋敷設定による場合が多い。享保二年の「角管村御拜領地坪數書上ヶ寫シ」によれば、拜領屋敷合計十四、坪數六萬七千坪弱となつてゐる。又後者の抱屋敷は私的な屋敷と一應解釋し得る。この設定は賣買をもつて行われ、年貢地であつた。左に一二の例を示す。

茶園場借申畑之事

一角管村ニ而七反七畝拾貳歩之所、卯之年九月四日が亥之極月迄、中年貳拾年季ニ相定、御茶園場ニ金子三拾五兩ニ賣上ヶ申所實正也、代金不殘只今請取申候、此屋敷ニおいて親類縁者脇ヶ少も構無御座候、若六ヶ敷儀申者御座候ハ、我々罷出急度申分ヶ可仕候事
一此屋敷御水帳之表ニ者、屋敷五畝拾壹歩、此石五斗七升貳合、上畑壹反八畝拾壹歩、此石壹石壹斗六合、屋敷畑合貳反三畝貳拾貳歩、石高合壹石六斗七升八合ニ而御座候、御公儀御年貢之義者、年々御割付次第相濟シ可被成候、諸役之義ハ、村並ニ御勤可被成候
一此屋敷年季之内、御公儀様 御用地ニ被 召出候ハ、右之通御替地指上ヶ可申候、何事ニ不寄村並御法渡御背被成間敷候、爲

後日手形仍如件

寛文三年

卯之九月四日

丸茂兵左衛門様御内

上田數右衛門様

山本澤右衛門様

證人 長左衛門

賣主 八郎右衛門

名主 伊左衛門

この場合においては、名目的に年季賣りであり、茶園場となす旨が書かれているが、年貢及び諸役の負擔は買主に おいてなすべき旨を明記している。又水帳記載の面積が實際の三分の一に過ぎない事が注目されるが、高請地以外の 荒蕪地も合わせ賣買されたものかも知れない。買主の一人、山本澤右衛門は延寶の名寄帳には屋敷四反二畝の名請人 として出ているが、この土地が前者と同一であるか否かは確定し得ない。

第二の例として次の如きものを挙げよう。

永代賣渡シ申畑之事

一畑貳反八畝拾五歩、金八兩貳分、銀三匁ニ永代賣渡シ代金不殘請取申所實正也、右之畑ニ付横合ヶ六ヶ敷出入御座候ハ、我等 罷出申分ヶ可仕候、御年貢之儀者 御公儀様御割付次第年々御濟シ可被成候、諸役之儀者百姓ナミ御勤可被成候、爲後日手形仍 如件

寛文四年

辰ノ四月廿日

角管村地主 長兵衛

同 喜兵衛

名主 渡部猪左衛門

都市近郊村の諸問題

七 (二〇五)

一下畑貳反八畝拾五歩 此石八斗五升五合也

覺

この例は一般百姓間の賣買と何等異るところはない。第一の例同様、年貢諸役の負擔が買主たる武家方でなざるべき事を條件としている。

この様な私的な武家屋敷が何時頃から発生したのかは明らかでない。残された史料では寛文以降となつてゐる。恐らくは明暦の大火等が刺戟となつてゐるものと想像される。寛文以後元祿期にかけて、賣券はかなりの數にのぼり、この時期に抱屋敷設定が盛であつた事を物語つてゐる。勿論是等すべての屋敷に武士の居住が見られたわけではなからうが、拜領屋敷及び抱屋敷の存在は角管村の商業發達にとつて決して無關係ではなかつた。即ちそこには元來の住民たる百姓以外に、來住せる大きな消費力があつたのである。是等の問題は、角管村が江戸近傍に位置することによつて生ずる特質であると共に、一般的には城下近くの村々を取扱ふ際に注意を要する事を物語つてゐるものと言えよう。

角管村の住民はこの様な武家屋敷化に對して如何なる反應を示したかについては明瞭でない。初期から中期にかけての彼等相互間の土地賣買證文には多く「武家方寺方へ永代賣申取敷候」旨を記してゐるから一應反對の機運があつた事を豫想し得る。しかし現實には多くの土地が屋敷化してゐるのであつて、これが買主たる武士の、支配者としての強制によるものか、又は村民にとつても何等かの意味で有利であつた事によるのかは早急に斷定し得ない。しか

し、何れにせよ、武士が百姓と同じく、角管村の領主に向つて年貢を出すという關係の生ずるのは矛盾してゐる。そこで抱屋敷については「家守り」の發生をみた。兩者の間には恐らく契約が結ばれ、年貢とその他の負擔は家守りが行い、武家からは貨幣が支拂われたものと推測し得る。史料上に初見する「家守り」は元祿以後であるが、その以前から萌芽的なものは見出し得る。

武家屋敷についてはこの外種々の問題があるが、これ以上紙數を費す事は本稿の主題に反するので避けねばならない。

角管村の年貢負擔に關しては、以上の外に内藤新宿に對する助郷人馬の提供があつた。又、幕末に近付くにつれて増大した諸街道の交通量は、この村をして單に同宿の助郷たるにとゞめず、東海道品川宿、中山道板橋宿の當分、或いは臨時助郷として勞役を徵發せしめてゐる。尤も内藤新宿の宿驛取り立ては元祿年間の事であり、その後も享保一明和の間は宿驛を止められ、單なる町場となつてゐる。この間の角管村は品川宿の加助郷となつた。又以上の助郷勞役以外に附近の幕府焰硝藏における有事の際の人足差出しがあるが、臨時的なものであり、負擔の程度は判らない。

(註) 『新編武藏風土記稿』大日本地誌大系第五卷二百三十一頁、内藤新宿の項參照。

最後に、角管村戸口數の變遷であるが、それを示した史料は意外に少いと言わねばならない。基本となる宗門帳或いは人別帳は、完全なものとしては僅か享和三年(一八〇三)の『宗門人別改書上帳』二冊のみで、安永五年(一七七六)のものは前半を缺く。兩史料末尾の合計數記載によつて兩年の人口を比較してみると、安永五年が總人數六百七十九人、内男三百四十五人、女二百六十二人であるのに對し、享和三年は總人數六百三十三人、男三百三十七人、女二百九十六人となる。無論史料の性格上、この數字がこの村の現住人口を示すものでない事は當然で、事實は奉公人その他何割かを加算せねばなるまい。この村が都市的であるだけにかゝる帳外人口は相當多かつたものと思われる。連年のものがないので靜態的觀察にとゞまらざるを得ないが、享和三年の宗門帳によつて身分別、年齢別の人口構成を示

第3表 身分別構成表 (享和3年)

	戸 数	人 口	一戸平均 人 数
高持百姓	63	283	4.5
抱屋敷家守	13	48	3.5
地 借	18	65	3.6
店	87	242	2.8
合 計	181	638	3.5

第4表 年齢別構成表 (享和3年)

年 令	男	女	合 計
1 ~ 10	41	40	81
11 ~ 20	57(17)	54(2)	111(19)
21 ~ 30	67(15)	73(6)	140(21)
31 ~ 40	56(5)	43(1)	99(6)
41 ~ 50	48(2)	29	77(2)
51 ~ 60	43(3)	30	73(3)
61 ~ 70	23	17	40
71 ~ 80	7	8	15
81 ~ 90	1	1	2
合 計	343(42)	295(9)	638(51)

() 内は下男・下女数を示す

せば第三、四表の如くである。

(註) なお若干附言すれば、この末尾の合計数記載は實際の集計と合致しない。享和三年の例では表に示した如く若干の相違がある。恐らくは計算の杜撰から来る結果であろうか。又同史料によれば、この村の家数は百三軒となつて居り、第三表に示した数とかなりの差違をみる。百三という数字が何を示すものかは明らかにし得なかつた。

さて、第四表により、角管村の人口構成が都市的である事が注目されよう。男女数の比率は徳川時代後期における江戸

町人人口のそれとほぼ同じである。享保三年に關して言えば、男子の数が多いたのは、下男として記載されている者四十二人が大きく響いている。年齢構成の點からみても、二十一歳——三十歳という所謂生産年齢人口が他に比し最も多くなつてゐる事も注目される。是等の事實は、近世後期の角管村が人口構成の面でも著しく都市的であつた事を示すものである。

(註) 幸田成友「江戸の町人の人口」(社會經濟史學第八卷第一號所收)によれば延享四年(一七四七)は總人口五十一萬三千餘人、男三十二萬三千弱、女十九萬強であり、男女数の差がかなり開いている。他方天保三年(一八三二)においては總數五十四萬六千弱、男二十九萬八千弱、女二十四萬八千強となつて居り、その差は前期に比すれば遙かに縮小して居る。角管村の安永一

享和期の變化と好對照を示す。

以上の二史料の外、單に人口數を示すものとしては、寛政七年(一七九五)の「男人別書上帳」に總人數六百七人とあり、又文化四年(一八〇七)及び同十一年(一八一四)の五人組帳によれば、前者において總人數六百九十三人、男三百六十六人、女三百二十七人、後者では、總人數六百四十一人、男三百三十九人、女三百二人の旨記載されている。最後に文政十年(一八二七)の農間渡世商人に關する調査書には人別七百三十三人となつて居る。

戸數のみについては貞享四年(一六八七)の「切死丹改帳」末尾の署名連印者が戸數に等しいと假定すれば戸數計百七十四、内百姓九十六、店七十八である。又五人組帳によれば天明五年(一七八五)に戸數計百五十、内百姓七十六、地借り十六、店五十八、文化四年に計百九十八、内百姓八十三、地借り十三、店百一、十一年は計百七十六、内百姓八十四、地借り十四、店七十八となつて居る。又前掲文政十年の史料には家數二百軒の旨記載されている。

(註) この史料は宗門帳ではなく切支丹吟味に關する法令の請書である。

以上斷片的ではあるが、この村の戸口數變化を見て來た。史料の種類が異なるため是等の數字を並べて結論する事はできない。しかし次の如き大摺みの傾向は示し得るであろう。即ち、後期に關する限り、一時的な衰退はあつたにせよ、人口は徐々に増加した。しかし、それは決して都市化と言う事から豫想される如く急激なものではなかつたのである。是等の増加人口が果して村内の自然増加によるものか、或いは外部からの流入によるものかは残念ながら實證し得なかつた。江戸の例を適用すれば勿論流入人口による増加と解釋すべきであろうが確證はない。

二

角管村の大摺みな輪廓は以上の如くである。本節においてはこの村が都市近郊に位置すると言う事實が農業生産の上に如何に反映しているかについて考察を加える事にしたい。

既掲第一表に見る如く、延寶檢地當時におけるこの村の田畑比率は約一對五で遙かに畑地が多い。更にこの田地も、たとえば寶永三年(一七〇六)の「武藏國豊嶋郡角管村成年田方御檢見帳」によれば、約一割二分に相當する部分の畑成が記載され、延寶以後三十年の變化が認められる。恐らくは畑作物生産の有利な事から来る結果であろう。その後の畑成地は史料に出て来る限り固定して居り、増加はみせていない。しかし、寛政十年(一七九八)の「御年貢米買納代永取立帳」や、安政六年(一八五九)の「當未御年貢米石代取立帳」等によれば、この時期に至れば貢租の内ある部分は買納せねばならなくなつた事を示している。しかし、畑地への轉換が全く經濟的な理由から自由に行われたわけではない。少くも法制的な制限が加えられて居り、又幕末に至るまで金納化せず終つたこの村は、水田耕作を全然放棄してしまふ事はできなかった。

何れにせよ、角管村の農業生産は、稻^二水田ではなく、畑作物の生産にその主力が置かれていた事は否めない。しかし一口に畑作と言つてもその内容は多岐であり、飯糧の生産から工業原料の生産に至るまで、作物の種類によつて持つ意味も非常に異つて來ると言わねばならない。そこでまず作物の種類を文政八年の村明細帳によつて書き出してみると、麥、稗、黍、荏、蕎麥、芋、大根となつて居り、これのみを以つてすれば一般の關東農村と何等變らないものゝ如くである。更に又、年代は不明であるが、名主からこの村の一年間の農事を書き上げた史料^(註)によつても、稻作、麥作の他には、「六月土用^〆刈大豆^〆干^〆仕舞、跡をうなへ、な大根^〆仕附申候、七月中比^〆粟、ひ多^〆刈取、女はこなし申候」とあり、自給的な農村と全く變らないのである。

(註) 野村兼太郎「村明細帳の研究」四百七十三頁所收。

しかしこの種の史料の作物記載が如何に消極的なものであり、この記載のみをもつて結論を出す事の危険性については既に野村教授により指摘されている如くである。^(註) 事實前述の村明細帳においてすら、渡世方の記載は、「農業之間、男者江戸迄^〆菜園物等持出、女者薪等を拵申候」(傍點引用者)とあり、江戸消費市場に對する蔬菜の供給地となつ

ていた事が看取し得る。又、たとえば正徳元年(一七一二)の次の史料もかゝる蔬菜生産の行われていた傍證と見る事ができる。

乍恐以口上書申上候

角管村佐兵衛申上候、拙者義去寅ノ十月^〆來辰ノ三月五日迄、身代金三兩貳分ニ相定メ貳兩相渡シ、高圓寺村百姓權内請人ニ而市兵衛と申下人召抱置申候所ニ、右之者先月廿九日ニ四ツ谷忍町問屋平左衛門方へ茄子出候勘定ニ遣シ申候へハ、金子貳兩貳分通ニ付置を不殘問屋^〆請取^〆欠落仕候間御帳附奉願候以上

正徳元年卯九月

角管町^(マ)佐兵衛^(衛)
名主傳右衛門^(衛)

雨宮勘兵衛様
雨宮勘七郎様
御役所

問屋へ出した茄子が自村産のものであるとの確證はないが、次に挙げる史料は、明和七年(一七七〇)の例であるが、武家屋敷内において蔬菜生産の行われていた事を示すものである。

奉預り候畑地之事

一此度角管村畑反別合三反五畝貳拾六步、此高三石五斗六升之所、私江御預被遊候旨奉畏候、然上者御年貢諸役金無滞勘可申、其上御屋錦江相納候品左之通

一茄子 三千
一大根 千本

都市近郊村の諸問題

右之通不作之年茂無相違相納可申候、若喜兵衛不納仕候ハ、證人私ハ急度御年貢諸役相勤、少茂御苦勞ニ掛ケ中間敷候、仍證文如件

角管村預主 喜 兵 衛 衛

證人 甚 右 衛 門 衛

明 和 七 寅 年

五 月 十 一 日

酒 依 帶 刀 様

御 用 人 中 様

恐らくこの様な蔬菜類の生産は盛に行われたものである。たゞ利用し得る史料が公的なものが多く、勢いその性格上作物種類等については消極的な記載に終始し、断片的な史料のみを以つて満足せねばならない。

この外、畑地に生産される商品作物としては、煙草及茶種を挙げねばならない。前者については元禄十五年(一七〇三)の「午年角管村たばこ畑書上帳」が残存している。恐らくこの年に出された煙草本田畑作付許可の觸書に關聯して書かれたものと思うが、合計三反五歩の畑、屋敷に栽培が行われ、名主以下三十四人の百姓が生産者として挙げられている。注目すべきは、この年の村役人が一人を除きすべてこの中に含まれている事で、かゝる有利な商品作物の生産がどの階層によつて把握されていたかを示している。しかし、生産額もその他より以上の事實は全く判明しない。

これに對し、茶種については、ごく短期間ではあるが若干の史料を残している。しかし、是等は何れも幕府の御用茶種生産に關して書かれたものであり、又文面から茶種の生産そのものが命令によつて行われた事が窺われるので、記載内容に對して限定を附さねばならない。まず享保十七年(一七三二)の作付反別の書上げは次の如くである。

覺

當子茶種作反別

一畑六反八畝歩

此取實貳石五斗貳升五合

此 譯

一壹反七畝歩

此取實壹石貳斗七升

一壹反五畝歩

此取實四斗

一三反六畝歩

此取實八斗五升五合

右之通當子ノ年茶種取實石數書面之通少も相違無御座候、若取實隱置後日ニ露顯仕候ハ、何様にも可被仰付候、尤時付方收納迄御吟味ニ付念入隨分肥手入等仕候得共、冬中いてつよくいてぬけいたミ候、春ニ成根くさり仕肥手入^(虫食)出來兼取實無御座候、畢竟土地不相應ニ御座候哉存寄、種出來兼取實少ク御座候以上

豐嶋郡角管村

享 保 拾 七 年 子 六 月

名主	傳 左 衛 門
年寄	三 左 衛 門
同	長 右 衛 門
同	伊 右 衛 門
同	五 右 衛 門
同	三 右 衛 門
同	六 右 衛 門
同	八 兵 衛
同	作 兵 衛

都市近郊村の諸問題

一五 (三二二)

同 伊左衛門
百姓代 次郎左衛門
同 權右衛門

恐らくこの様な幕府の作付命令は、都市生活の必需品たる燈用茶種油の價格騰貴對算の一環として出されたものと思われる。あたかも享保期は「向後問屋之外、町人茶種綿實引請商賣仕間敷候^(註一)」という流通面からの規制を命ぜられている。當時の茶種生産地は近江、美濃を中心とする上方諸國であり、大阪その他の地方都市で製油された後、商人、廻船を経て江戸に移入されていた。幕府は茶種油價高騰の原因をかゝる商人の買占めによるものとし、元祿末期以後幾つかの法令を出している。そしてこの様な流通面における統制のみでなく、江戸近在の農村に命じて茶種の生産を行わしめ、價格の低下を圖つたものであろう。だがこの法令がどの程度効果を奏したかは甚だ疑問である。少くも史料に出て来る限り、角筭村の茶種生産額は非常に少い。若し古島敏雄氏の算定される如く、茶種一石よりの絞油量が二斗三升であるとすれば、^(註二)享保十七年のこの村の茶種取實八斗五升五合は、油一斗九升であり、江戸近郊村のすべてがこの程度であつたとすれば上方が移入される莫大な量に對して何程の効果があつただらうか。

(註一) 古島敏雄「江戸時代の商品流通と交通」七十四頁より引用。

(註二) 古島氏前掲書同頁參照。

(註三) 古島氏前掲書七十一頁より。

(註四) 古島氏前掲書六十七頁所收の表によれば享保九乃至十五年の大阪より江戸へ送られた油の量は平均一年六萬樽餘、石數換算二萬二千四百石となる。但しこの内には綿實油も含まれている事に留意せねばならない。

少くとも法令の出た直後、角筭村附近の茶種生産は振わなかつた様である。それは決して自然條件のみから規制されたものとは考えられないが、史料は次の如く物語っている。

乍恐書付ヲ以奉願上候

一 近年茶種作り之義、豐嶋郡之内村々へ被仰付候ニ付、隨分手入とやし等念入蒔付候得共、拙者共村々之義ハ、土地不相應ニ御座候故か、冬中之内殊外いてぬけ、其上出來方惡敷取實不足ニ御座候、依之去亥年蒔付之義ハ村々之内ニ而隨分地面宜所ニこやし手入等念入蒔付申候所、皆無之村も御座候共、例年之石數少々宜敷御座候へ共、上出來之麥作ニ引合候得而は、麥作石數之五分一程ニも相當リ不申候ニ付、村中百姓勝手ニも不相成、難義至極ニ奉存候間當年ハ茶種蒔付之義、御慈非ニ御免被成下候ハ、難有奉存候以上

- 豐嶋郡高田村 新右衛門
- 上板橋村名主 安右衛門
- 池袋村名主 藤右衛門
- 下板橋村 新右衛門
- 角筭名主代年寄 伊右衛門
- 千駄ヶ谷 三右衛門
- 上落合村 伊左衛門

多量の人糞尿等を肥料とする茶種の生産は、都市近郊たる是等の農村にとつて決して不利であつたとは考えられない。且つ又、關東地方においても後期には相當の生産が行われている事を考えれば、是等の村々が茶種作付免除を歎願したのは、——文面の土地不相應云々は別として——より有利な蔬菜生産への依存がかなり強かつたとも思われる。たゞ効果は疑問であるにせよ幕府の油統制が、單に流通面のみならず生産に對しても既に行われていたと言ふ事實、並びにそれが、後年の天保年間における油方取締の如く綿密なものではなく、誰にでも考えられる安易なものに過ぎず、効果も薄かつたものと解釋される點の指摘にとゞめる。

(註一) 古島敏雄「日本農業技術史」下巻四百六十三頁には、加賀水田裏作地帯の例であるが、次の如く述べられている。「肥料は小便を多く用ひ、年内三、四遍、春になつてから二遍程施し、能き百姓はとめ肥に泥糞を一回與へる。」

(註二) 詳しくは古島敏雄「江戸時代の商品流通と交通」八〇頁参照。

以上作物種類からみたこの村の性格を要約すれば、畑作物に主力を置きつつも、なお稻作を完全に拂拭し得ず、しかもその畑作物は、木綿や茶種等の工業原料となる商品作物ではなく、蔬菜類が殆んどであるといつた都市從屬的な村であつたと言えよう。同じく畑作の商品生産を行いながら、木綿、茶種等を主作物とし、或る場合にはそれらを原料とする手工業の發達を見た畿内の農村とは又異つた面を有していたのである。この事は、或る意味でこの村が餘りにも江戸に近く、村内に幾つかの武家屋敷さえ存在し、農業生産そのもの持つ意味が他のより有利な生業——商業に比して低かつた事に起因している様に思われる。

(註) たとえば、古島敏雄編著「寄生地主制の生成と展開」は副題の示す如く、京都近郊の一農村を研究されたものであるが、この村の農業生産を要約すれば、京都に對する蔬菜の供給地であると同時に、水田裏作の菜種栽培が地主層によつて行われ、その上に立つた土地集積、或いは菜種油生産が行われている。勿論かかる地主は「商人・高利貸資本的側面」を有してはいるが、村全體としては農業生産が殆んど唯一の生業であり、農村として規定することができる。これに反し、角管村は京都に遙かに勝る消費力を持つ江戸を間近く控え、そこに存在する地主は農地よりはむしろ宅地、店舗の所有者として現われ、多數の商家は、後

述する如く所謂「店子」となつてゐる。そこには又手工業生産も行われず、仲繼商人、小賣商人が村民の代表的な姿であつた。さて、この様な角管村の商品作物生産に關する史料も、後期に至れば全く見出す事ができない。強いて求めるならば、文政八年の村明細帳の記載位のものである。史料の残存しない事が直ちに生産の行われなかつた事であるとは無論斷できないが、總じて農業生産の持つ意味が相對的に低下した事は言ひ得る。文政十年の農間渡世商人の調査書にも次の如き記載がみられる。

覺

中村八太夫當分御預所

武州 豐 嶋 郡

角 管 村

江戸日本橋迄

道法貳里餘迄

一高七百貳拾石九斗六升壹合九夕

此家數貳百軒

人別七百三十三人

但甲州道中往還附御座候
宿間町家ニは有之候得共人足立場ニは無御座候

内家數 三拾間
農業一統渡世之分

農間商職人類渡世之分
(後略)

即ち村民の内、純農民とみられるのは僅か三拾間、全體の一分五分にすぎない。又残りの「農間商人」についても、後に述べる様に、その殆んどは農間と言ふよりはむしろ專業の商人、職人であつた。角管村の町場取り立てがなされず、高持は身分的には「百姓」であり、調査書にはかかる記載がなされたものであろう。何れにせよ、實質的には近世後期の農業生産は、僅かの農民による年貢のための稻作と若干の畑作、それに蔬菜栽培が屋敷裏の畑地では行われていたにすぎず、生活の中心は商業へ移つてしまつたのである。

都市近郊村の諸問題

第6表 商人及び職人一覽表 (文政8年)

種類	家持	店	合計	種類	家持	店	合計
八百屋商賣	0	4	4	八百屋商賣	0	4	4
馬宿糖食類商賣	0	6	6	馬宿糖食類商賣	0	6	6
瀬戸物類商賣	0	1	1	瀬戸物類商賣	0	1	1
多葉粉入商賣	0	1	1	多葉粉入商賣	0	1	1
紺屋	1	0	1	紺屋	1	0	1
經師屋	0	1	1	經師屋	0	1	1
湯屋	0	1	1	湯屋	0	1	1
漬物商賣	0	1	1	漬物商賣	0	1	1
古質鐵古着商賣	2	0	2	古質鐵古着商賣	2	0	2
古質酒造穀物渡世	1	0	1	古質酒造穀物渡世	1	0	1
古質鐵酒商賣	1	0	1	古質鐵酒商賣	1	0	1
古質鐵荒物米商賣	1	0	1	古質鐵荒物米商賣	1	0	1
古質鐵米商賣	1	0	1	古質鐵米商賣	1	0	1
古着古鐵買	2	1	3	古着古鐵買	2	1	3
古着古道具渡世	0	1	1	古着古道具渡世	0	1	1
古着古道具商賣	0	2	2	古着古道具商賣	0	2	2
質穀物商賣	1	0	1	質穀物商賣	1	0	1
商人合計	38	67	105	商人合計	38	67	105
大工職	5	2	7	大工職	5	2	7
家根職	0	1	1	家根職	0	1	1
建具職	0	1	1	建具職	0	1	1
左官職	0	1	1	左官職	0	1	1
鍛冶職	1	4	5	鍛冶職	1	4	5
桶屋職	0	1	1	桶屋職	0	1	1
職人合計	6	10	16	職人合計	6	10	16

職人百七十人中、調査事項に關するものみの答申であり、前記村明細帳の記載の方が遙かに詳細である。しかし開業年代を示したものと、及び村明細帳に記載されていないものを含んでいるので左に擧げよう。

種類	家持	店	合計	種類	家持	店	合計
麵類商賣	0	2	2	麵類商賣	0	2	2
種物商賣	0	1	1	種物商賣	0	1	1
多葉粉物類商賣	2	5	7	多葉粉物類商賣	2	5	7
荒荒木綿物類商賣	1	0	1	荒荒木綿物類商賣	1	0	1
小間物屋	1	2	3	小間物屋	1	2	3
小間物燈	0	1	1	小間物燈	0	1	1
小挑傘挑燈屋	0	1	1	小挑傘挑燈屋	0	1	1
青物商賣	9	5	14	青物商賣	9	5	14
足袋屋	1	1	2	足袋屋	1	1	2
鹽着屋	1	4	5	鹽着屋	1	4	5
水菓子屋	0	4	4	水菓子屋	0	4	4
籠屋	0	1	1	籠屋	0	1	1
春米屋	2	4	6	春米屋	2	4	6
春米糶商賣	1	0	1	春米糶商賣	1	0	1
豆腐商賣	0	4	4	豆腐商賣	0	4	4
菜子商賣	2	3	5	菜子商賣	2	3	5
植木商賣	3	1	4	植木商賣	3	1	4
材木商賣	2	0	2	材木商賣	2	0	2
材木商賣	0	1	1	材木商賣	0	1	1
棟屋馬具商賣	0	1	1	棟屋馬具商賣	0	1	1
馬具商賣	0	1	1	馬具商賣	0	1	1
下駄商賣	0	1	1	下駄商賣	0	1	1
油蠟燭商賣	0	2	2	油蠟燭商賣	0	2	2
油食商賣	3	2	5	油食商賣	3	2	5
酒食商賣菜種	0	1	1	酒食商賣菜種	0	1	1

(前略)

百五拾貳ヶ年以前辰年カ 家持 小左衛門
 居酒渡世
 貳拾一ヶ年以前卯年カ 次左衛門店 權治郎
 同 渡世
 六拾一ヶ年以前亥年カ 平兵衛店 利兵衛
 同 渡世
 五拾一ヶ年以前酉年カ 家持 甚兵衛
 同 渡世
 三拾八ヶ年以前戌年カ 家持 平七
 同 渡世
 六拾六ヶ年以前午年カ 家持 幸助
 同 渡世
 貳拾ヶ年以前辰年カ 安兵衛店 次助
 同 渡世
 大小拵渡世之者無御座候
 研屋渡世之者無御座候
 髮結渡世
 都市近郊村の諸問題
 利右衛門 常吉
 關東向御取締御出役
 山田茂左衛門様御手付
 吉田左五郎殿
 右村
 百姓代 八十右衛門
 年寄 伊左衛門
 名主 善三郎
 彌右衛門店 甚左衛門
 勘右衛門店 寅右衛門
 勘助店 喜三郎
 清兵衛地借 安兵衛
 權右衛門店 惣兵衛
 右之通相違無御座候以上
 腰物類賣買渡世之者無御座候
 六拾六ヶ年以前巳年カ 湯屋渡世
 煮賣渡世
 同 渡世
 同 渡世
 同 渡世

山本大膳様御手代
河野啓助殿
太田平助殿

柑本兵五郎様御手付
脇谷武左衛門殿

(註) 前半は本稿十九頁に示した。

是等の諸史料より、後期においては、都市生活に必要なすべての商業が營まれ、奢侈的な要求に應ずるものすら存在した事が明瞭である。既にこの時期に至れば商業の發達は江戸市中と殆んど變らぬ程になつていた。既に述べた如く、文政十年の調査ではこの村の商人、職人は計百七十人に達し、角筈村住民の八割五分までが何等かの商業に従事していたか、或いは職人であつたことになる。勿論一口に商人と言つても、小は農間の副業的なものから、大は、たとえ質穀物商清兵衛の如く、下男下女合計八人を雇備すると言つたものまで含まれてしまふ。しかし、とも角住民の大多數が商人、職人であると言ふ様なこの時期の角筈村には、もはや農村の規定を下す事は出来まい。

(註) 享和三年の宗門帳による。なおこの間二十年以上を經てゐるため第六表に示した諸商人のすべてをこの中に見出す事は不能であつた。しかし同種の質古鐵酒造穀物渡世の小右衛門も、宗門帳では五人の下男下女を雇備してゐる。この種の商人が他に比し有力であつた事が示されてゐる。

商人の多くは「店借り」であつた。殊に小賣商と思われる者にそう言つた傾向は強く出ている。是に反して質商、古物商等には家持の多く見られるのが注目される。彼等商人の生活状態については明らかでないが次に擧げる史料から或る程度の推測はつく。

一表口六間 裏行凡三百間程

表建家 五間四尺
奥江七間
裏烟三反餘内半分林かや野ニ近年致候

二年中御年貢合錢九百文程つゝ出申候
尤右三つニわり夏秋冬三度ニ出申候
外ニ小物成と申三百文程つゝ年中ニ出申候、村役等之儀ハ三四百文つゝ年中ニ掛り可申候、勿論年ニカ過不足御座候
右合年中ニ三貫五百文程つゝ出申候

表建家店ちん

壹ヶ月ニ壹貫六文つゝ只今納申候

裏烟小作ニ入壹貫六七百文程ハ年中ニ入り可申候

右之通ニ御座候、御相談被下候ハ、御急キ御覽申よし御相談被申下候、此方困窮故差急キ申候、代金廿九兩ニ而御渡シ可申候以上

六 月

地主カ

右の史料は年代、書かれた目的等が判明しないが、是を基として推測を試れば次の如くである。通りから奥へ伸びる細長い地條が一區畫をなしている。表には商家が建てられてゐるが、多くは店であり、大家に家賃が支拂われてゐる。又土地も地主の有するところであつた。店賃の額は一定してゐないが、この程度——四十坪前後——では一ヶ月錢一貫文位である。裏は畑か荒蕪地となつてゐる。店子が是等の土地を直接耕作し、家計の補助とする場合もあつたかも知れないが、多くは農民の小作地とした様である。これが屋敷畑であり、蔬菜の生産が行われたものである。小作料と年貢諸役との間に若干の開きがあり、この點や疑問であるが、この様な姿に當時の商家の状態を見出す事ができよう。

さて次に店子と大家との關係である。幸い村明細帳の書上げには大家の名が書かれてゐる。大家の内、二軒以上の店を持つ者十六人を摘出し、その渡世方を調べてみると第七表の如くである。但し店はこの史料に商人及び職人とし

都市近郊村の諸問題

第7表 大家渡世方一覽表

大家	店數	渡世	大家	店數	渡世
伊兵衛	9	古鐵買	傳八	2	質古鐵古
嘉兵衛	8	春米糶商賣?	平七	2	質古鐵酒
清兵衛	6	青物穀物渡世	甚兵衛	2	酒食商
喜右衛門	5	紺屋(年寄)	幸助	2	酒食商
安兵衛	5	不質古鐵荒	平兵衛	2	小間物商
源助	4	質米商賣(年寄)	庄右衛門	2	春米
三右衛門	4	質古鐵古	龜之助	2	大菓
	3	質古鐵古	彌兵衛	2	菓子商

て書かれているもののみである。實際はもつと多いものと言わねばならない。この表からも質商、古物商の優勢が窺われる。この表に出ているだけでも、二十六軒の店を所有しているのである。注目すべきは是等大家の中に村役人が案外少く、又不明の一人を除いてすべてが商人、職人となつてゐる事であろう。表面上ではあるにせよ、この村の最有力者であると思われる名主や村役人の多くは商人としても出ていない。是等の事實は角管村の舊家——村役人をもつて代表される——の多くが、この様な商業以外に基盤を持つていた事による。少くともそう言つた豫想を生ぜしめるのである。

さて、ではこの様に数多い角管村商人の取引範圍について考察を加えてみよう。まず販賣の面からみると、第一には無論村内及び隣接の内藤新宿が考えられる。又江戸市中でも商品の種類によつては近邊に得意先を持ち得たかも知れない。しかし、角管村商人にとつての最大の顧客はより郊外の農村にあつた様である。即ちこの村の位置は、冒頭に圖示せる如く、村内に甲州、青梅の二重要街道を通じ、この街道筋の村々と江戸とを結ぶ謂わば元締めの位置にあつた。是等の村々から江戸へ来るためにはどうしても通過せねばならぬと言ふ有利な位置にあつたのである。この事は、角管村の商業發達にとつて極めて重要な與件となつた。取引が是等の村々との間に行われたのも當然であ

ると言わねばならない。たとえば、次に擧げる一史料は、角管村の一太物荒物商が、商品の賣掛け金不納につき訴へ出した文書であるが、相手方となつた消費者の村々の範圍その他を知り得るのでやゝ長文に亘るが敢えて全文を示す。

乍恐以書付御訴訟奉申上候
大買次右衛門御代官所
武州豊嶋郡角管村
百姓安兵衛店
訴訟人 伊兵衛

賣掛ケ滯出入
内田主計様御知行所
同州多摩郡和田村 百姓 傳兵衛
同州同郡雅色村 百姓 龜次郎
同州同郡堀口村 百姓

寛政九巳十二月
同十年七月迄
一金貳兩三分ト
錢四百拾八文
佐々與右衛門様御知行所

寛政十年五月
同年七月迄
一金三分貳朱ト
錢五百文
同 龜次郎

寛政十年十一月
久松彦左衛門様御知行所
同州入間郡堀口村 百姓

都市近郊村の諸問題

一金貳分ト 同 傳右衛門
錢三百三文 同
〔東貨〕
同六月
同年九月迄
一銀百六拾九匁分 同 勘五郎
一銀百六拾九匁分 同
同州同郡勝樂寺村 百姓金兵衛弟
同州同郡北野村 百姓 吉兵衛

寛政十一未二月
文化元子二月迄
一銀拾壹匁五分ト
錢三百四拾八文
川崎平右衛門様御代官所
同州同郡同村 百姓 六左衛門

寛政九巳十二月
同十年二月迄
一金貳兩三分貳朱ト
銀四分 同
松平大和守様御領分
同州同郡堀金村 百姓

寛政十年正月
同年十二月迄
同 百姓

一金壹兩下

同

三之亟

錢三貫七百七拾四文

稻富内記様御知行所

同州同郡黒次村

寛政九巳十一月

同

百姓

一金三分下

同

甚藏

銀三匁貳分

山玉御神領

寛政十年二月

同州多摩郡阿佐ヶ谷村

同年十二月迄

同

百姓

一金壹兩壹分貳朱下

同

四郎左衛門

錢百廿六文

同御神領

寛政十一未十二月

同州同郡天沼村

文化二丑五月迄

同

百姓

一金壹分下

同

十左衛門

錢壹詩八百八拾四文

寛政十一未十二月

同

同

同十二申四月迄

同

源之亟

一錢壹貫三百四拾八文

同

同

寛政十年七月二日

同

伊右衛門

一金貳分下

同

同

銀四匁五分

同

同

一金三兩壹分貳朱下

同

組頭

同

六左衛門

同

川崎平右衛門様御代官所

同

同州同郡關前村

同

百姓

同

又兵衛

同

伊奈助右衛門様御代官所

同

同州同郡大宮前新田

同

百姓

同

岩藏

同

同

同

安右衛門

同

同御代官所

同

同州同郡中高井戸村

同

百姓

同

清五郎

同

同

同

同

一錢拾八貫百六拾八文

同

武太夫

寛政十年二月

同

同

一金貳分貳朱下

同

同

錢五百文

同

同

同

同御代官所

同

同州同郡中野村

同

年寄

同

同

萬右衛門

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

都市近郊村の諸問題

錢七百拾六文

同九已十一月

同十年十一月迄

一金貳分貳朱ト

錢三百廿六文

同十年十二月

同十一月未五月迄

一錢貳貫七十三文

同十年五月三日

一銀拾壹匁五分

文化三寅七月七日

一錢壹貫七拾八文

寛政十年二月八日

一銀廿四匁ト

錢六拾四文

同九已十二月

同十年十二月迄

一金壹分貳朱ト

錢六百八拾七文

同十年正月

同年六月迄

一金壹兩貳朱ト

錢七百六文

同 五兵衛

同 曾右衛門

同 傳右衛門

同 甚右衛門

同 與右衛門

同 百姓勘三郎店

同 喜 八

同 寶仙寺地借

同 次兵衛

同十年六月

一錢九百八拾文

同十年二月同五月迄

一金貳朱ト

錢壹貫六百四拾八文

同十年三月

享和元酉十一月迄

一金壹分貳朱ト

錢三貫四百拾文

文化七年正月二日

一錢壹貫廿文

寛政十二年正月

文化元子十二月迄

一錢壹貫三百廿七文

寛政十年十二月

一金壹分

同十二年十一月

一金貳朱ト

錢九百文

享和三亥ノ十二月

文化七年三月迄

一金壹分ト

錢壹貫六百七拾九文

同 百姓五郎右衛門店

同 甚次郎

同 百姓甚五兵衛地借

同 三之助

同 百姓伊右衛門店

同 清太郎

同 同人店

同 源次郎

同 百姓

同 新助

同 次左衛門

同 傳兵衛

同 同

同 次右衛門

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

金貳拾八兩貳朱ト

合銀貳百三拾貳匁九分

錢五拾七貫八百七拾七文

壹ヶ國

但貳 郡

拾五ヶ村

人數四拾四人

右訴訟人伊兵衛奉申上候、私義太物荒物商内致能在前書相手之もの共江書面之通賣掛相滞候ニ付、度々催促仕候得も品能申延、濟方埒明不申難義至極仕候間無是悲今般御訴訟奉申上候、何卒

文化八年未十一月

御奉行様

大貫次右衛門御代官所

武州豊嶋郡角管村

百姓安兵衛店

訴訟人 伊兵衛

訴訟の結果については不明であるが、相手方の村々を地圖上に求めてみると、何れも甲州、青梅の二街道、及び青梅街道馬橋村より分岐する五日市街道の周辺にあり、角管村商人の顧客となつた範圍を物語つてゐる。距離の上では相當廣範圍に及んでいる事が注目されよう。たゞ右の出入において、相手となつた數十人が消費者であるか、小賣業者であるかの吟味が必要である。しかし滞納金額が一人平均金一兩前後の僅少さである事、中野村の如く一村から二十人の相手を出している處から消費者であると斷定し得よう。では商品の仕入先についてはどうか。江戸市中の商人ならば、商品の配給順路は問屋↓仲買↓小賣が正常な形態として考えられる。しかし角管村は名目的には江戸市外の「村」であり、法令等についても適應されぬものがあつた。従つて商品のルートについても、江戸市内の如き経路を規制される必要はなかつたのである。それでは逆に自由さがあつた等とはなし得ない。商業の發達に伴つて、後述する如く種々の規制が行われてゐる。ともあれ商品の仕入先について考察してみよう。勿論販賣先と同様に二三の事件を通じてその輪廓を知り得るのみである。第一の事件は煙草の仕入に關してである。史料は文化六年(一八〇九)、角管村の一煙草小賣商が仕入品の代金滞納により、江戸四ッ谷の商人から訴えられた事を示している。この場合も事件の落着については不明であるが、この訴訟

の相手は九人を數えて居り、その範圍は判らないが、四ッ谷の商人を問屋若しくは仲買商人と見る事を可能ならしめる。ともあれ、この様に江戸から仕入れる経路が一つある事が判明した。

第二は文化八年(一八一七)、先に擧げた太物荒物商伊兵衛が同じく商品の仕入金滞納に關し訟えられた事件である。この事件が素因となつて、伊兵衛が逆に賣掛金未納の四十數人を訴へ出したものであろう。ところでこの訴訟については、訴人は意外にも武藏國埼玉郡越ヶ谷宿の商人となつて居る。越ヶ谷は日光街道上の宿驛であり、街道を通行する限り、江戸を通過せねば角筈村へ到達し得ぬ位置にある。直線距離は約七里であるが、商品は恐らく江戸を迂回して取引されたものであろう。この場合は濟口證文があるので左に全文を擧げよう。

差上申濟口證文之事

野田源五郎御代官所武州埼玉郡越ヶ谷宿市左衛門煩ニ付代召仕久兵衛奉申上候、私カ松平準人正様御知行下總國葛飾郡野田町百姓忠五郎外九人江相懸リ賣掛滯出入申立、去午十月中當御奉行所様江奉出訴、正月廿一日御差日御尊判頂戴仕相手方江相付候處、右忠五郎外八人惣滯商金六拾六兩貳分貳朱銀九厘錢四貫五百四拾貳文之處、當金三拾四兩壹分貳朱受取之、殘金三拾貳兩壹分銀九リ錢四貫五百四拾貳文者、訴訟方ニ而不足仕申分なく内濟仕、相殘而武州豐嶋郡角筈村伊兵衛壹人相濟不申候間、去月廿七日御内寄合江被召出御吟味奉受候處、是又追々御日延奉願上掛合之上、滯金拾六兩壹分貳朱銀貳分四厘錢之處、當金貳兩貳分受取、金貳兩者別紙證文取之、殘金拾三兩壹分貳朱銀貳分四厘錢之處、而不足致、無申分不殘熟談内濟仕、偏ニ御威光と難有仕合奉存候、然ル上者右一件ニ付重而双方カ御願筋毛頭無御座候、依之無後證濟口證文差上申處如件

野田源五郎御代官所

武州埼玉郡越ヶ谷宿

百姓市左衛門煩代召仕

訴訟人 久兵衛

大貫次右衛門御代官所

文化八年二月八日

御奉行所様

同州豐嶋郡角筈村

安兵衛店

相手 伊兵衛

この場合の商品の経路は江戸を経由せず、地方の仲繼商人から直接來たものと言える。特に右の事件は商品は太物荒物屋で取扱うものであり、しかも仕入先が江戸から數里の街道上の宿驛である點注目しに價いする。勿論この様なケースがどの程度一般性を持ち得るかは疑問とせねばならないが、この商品の取引關係は、越ヶ谷(仕入)―角筈―(小賣)―消費者となり、間近でしかも大都市の江戸を完全に無視して行われているのである。この様な近郷商人の活躍は江戸商人にとつては當然好ましからざることであつた。角筈村の商業發達にとつて種々の問題が生じたもの點からであつた。

第三は穀屋で、是は地廻りであるから商品は當然附近農村から集めた。以上乏しい史料の中から檢出した如く、商品によつてその仕入先は區々であつたと言えよう。しかし、第二の場合の如く、關東内部での生産物に關しては江戸を介せず取引が行われたものであろう。この様な取引範圍は、事實上は江戸の町續となるまでに都市化をみたこの村の―廣く言えば隣接町村の―しかも江戸市外にあると言う特殊性から來る結果として理解されるのである。

以上述べた諸點は幕末期における角筈村商業のいわば靜態的觀察である。勿論この様な發達は近世初期から存したものである。初期は遙かに農村的であつた。前掲の農間渡世調査の史料をみても、居酒屋の出現する状態が解るであらう。即ち、その殆んどが文政をさる六十年前―寶曆・明和期―より以後であり、その後の出現も極めて徐々たるものがあつた。しかしこの寶曆・明和期は、角筈村にとつてはかなり重要なエポックであつたと推測される。それまでの農村―蔬菜生産を中核とする―から、商業へ重心を移したのがこの時期であつたのではあるまいか。當

時の状態については幸い明和九年(一七七二)の「抱屋舖並百姓商賣家書上帳」があり、この年の商家が三十八戸であつた事を物語っている。この年代以後の發達がかなり顯著であつた事が示されるのである。

初期から中期へかけての商業發達の状態は殆んど明らかにし得ない。しかし土地賣買證文等を綜合してみると、初期(寛文-元祿)において、角管村の屋敷地が江戸の恐らくは商人と思われ者へかなり賣却されている事が注目される。その中には研屋の如く明らかに武士層の要求に應ずるものも含まれているが、彼等がこの時期にこの村へ屋敷を求めた武士層と密接な關係を有していた事は疑う餘地もない。恐らくは彼等に角管村の商業發達の、少くも最初の擔い手を求め得るであろう。その後は元祿年間に内藤新宿の宿場取立てがあり、途中一度中絶はしたものの、商業發達の有力な條件となつた。同時に江戸の擴大の結果、實質的にはこの村もその一翼を形成するに至り、他方附近農村の貨幣經濟化が進めば當然角管村においては商業の發達が見られるのである。そして化政期ともなれば繰り返し述べた様にもはや農村たるの性格は全く脱皮されたと言つても過言ではない。

商業發達の概略は大約右に見た如くであつた。しかしそれは決して何の障害もなく進んだものではない。そこには種々の厄介な問題を生じた。野村兼太郎教授の紹介された「淀橋町米穀問屋仲間古記録」もこの様な近郷における商業の發達が、江戸の商人を刺戟し、彼等と近郷商人との間に摩擦を生じ、遂に江戸商人の支配の下に組み入れられて行く過程が示されている。又、角管村に隣接する淀橋町、成子町の穀類商五人が既に安永二年(一七七三)組合仲間を形成し、文政六年(一八二三)には兩町の外、柏木本郷村、角管村等の商人が加わり、計十人に増加していた事も注目される。

(註) 野村兼太郎著「徳川封建社會の研究」四百三十一頁以下。

商人はすべてにこの様な仲間組合が成立したとは考えられないが、角管村内で組合を組織した商人に古鐵買商がある。前に述べた如く彼等の多くは質屋を兼ね、店を多數擁する村の有力者であつたし、又是に關する史料若干を残しているので以下考察を加えてみる事にする。

角管村において、古鐵買商の發生をみた年代は明らかでない。寛政八年(一七九六)の質屋・古物商の書上げには古鐵買商人八人が名を連ねている。彼等の仲間組合形成はその後享和元年(一八〇一)の事であつた。その時を事情を示す史料は次の如く物語っている。

差上申一札之事

私とも儀、是迄仲ヶ間拾人有之、古鐵買渡世仕、名主方帳面江押切を請所持仕、江戸町江も罷出渡世仕來候處、江戸町古鐵買とも者、町御奉行所相渡候鑑札所持仕渡世仕候ニ付、帳面而已所持仕候而者紛敷由申之、かさつニ相答渡世難相成難儀仕候ニ付、以來無差支渡世致度段奉願候處、御鑑札拾枚名主方江裁成御渡候間、銘々名主方請取歩行候兩掛之策江差札仕、以來無札ニ而者一切渡世仕間舖候事
一此度御鑑札相願候拾人之者共義者、前々古鐵買渡世仕來、所役人共身元等も相糺候上願出人數相極候上者、以來新規古鐵買渡世相始候義不相成、且是迄渡世致來候者共老衰致候歟、病身等ニ而家業相成兼候節、外望人有之御鑑札相譲り度候ハ、双方名主方江申立指圖を請可申候
一右人數之内行事相立置、仲ヶ間不取締無之様いたし、以來仲ヶ間内不見届もの有之候ハ、仲ヶ間之者共品々御配申上候様可仕候、若其儘差置外相知候ハ、殘仲間ケ間之もの共迄御答メ可被仰候間、相互ニ致吟味胡亂成者一切仲ヶ間江差加申間敷事
一銘々買取候品々者、名主方渡置候押切帳面ニ逸々不洩様記置、紛失物御糺之節紛敷義無之様可仕候
右之通此度被仰渡候間、以來心得違無之様正路ニ渡世可仕、尤商賣致方並紛失物御吟味請候義者、享保八卯年、安永元辰年江戸町御觸書寫此度名主方江御渡被成候間、右之趣相心得可申候、若盜物等買取候か又は不届キ之義も有之於相知者、御吟味之上急度御答可被仰付旨之仰渡承出奉畏候、仍而御請證文差上申所如件

武州豊嶋郡角管村

古鐵買

百姓 小右衛門

同 長五郎

享和元酉年

五月十三日

都市近郊村の諸問題

三五 (三三三)

大貫次右衛門様

御 役 所

同 仙之助
平兵衛店 幸 吉
平兵衛地借 清 兵衛
平三郎店 久右衛門
同人店 伊之助
同人店 安 兵衛
右八人代兼
平三郎店 源 八
百姓 傳 八

なおこの史料は「古鐵買御鑑札頂戴連印帳」と題する冊子の一部であり、この外にも享保、安永年間の町觸、名主請書等が含まれているが省略する。たゞ是等により江戸における古鐵買商人の仲間組合が享保八年に形成された事を知り得る。元來かゝる質屋、古物商の仲間組合の形成は治安警察面と密接な關係を持つて居り、盜品吟味の上からかなり早い時期に形成されたものである。角管村の場合も、條文に見る如くこの面からの要求がかなり強かつた事は明白である。しかし商業の點からみて重要な事は、穀商仲間の場合と同様に、近郷商人の活動と江戸商人との衝突が生じ、その點からの仲間組合の形成、及びこの村の以後における江戸町觸の適用——古鐵取引に關する——がみられる事である。是等の事實は當然この村の都市化に依つて生じたものであり、穀物問屋仲間の場合と同じく、江戸近郊村における商業發達の重要な一面を物語つてゐる。文政十一年の「古鐵御觸請印帳」によれば、江戸觸による統制の範圍が江戸市中の外、品川、千住及び内藤新宿、角管村、中野村等に及んでいた事が示され、江戸の擴大化が示されよう。

(註) なお品川宿古鐵買商に關しては「品川町史」中卷五百十八頁以下に若干の史料が擧げられてゐる。品川宿におけるこの商人の仲間組合が形成されたのは寛政十一年(一七九九)で角管村と殆んど變らない。仲間形成の動機その他も角管村の場合とほぼ

同様である。

以上述べ來つた如く、角管村の商業は或る場合には江戸の外縁に位置し、しかし街道の元締め的な位置にある事によつて近郷村との間にかなり廣範圍の取引を行つてゐる。この様な取引が小賣程度であるとか、或いは又その範圍が江戸市中でない場合には江戸商人との利害關係は問題化せず終つたであらう。しかし米穀問屋、古鐵買商等、その取引が直接江戸商人の利害に抵觸する様な場合は兩者の間に衝突を生じた。角管村における是等の商人の活動が相當に行われていたと言つても、江戸商人と眞正面から對抗する事も出來ず、結局江戸の仲間組合に從屬せねばならなかつた。しかし、何れにせよ近世後期に至れば、この村の商業活動はこの様な問題を生ずる程に成長してゐたのであり、初期に比すればその變化が大きかつたと言わねばなるまい。

四

以上、角管村の農業生産と商業發達について大略の輪廓は描き得たものと思ふ。勿論是等は近世角管村の歴史にとつては一側面にすぎず、全體としての理解は更に多くの面からの考察が必要であらう。少くも金融及び助郷、運輸については或る意味では近世の角管村にとつて最も重要な問題であるとも言えるのである。又、この村の最有力者であつた名主の姿が、採り上げた農業及び商業の面では殆んど表面に出ずに終る事も問題であらう。事實は、この村の名主は金融業及び運輸業においてかなりの活躍を行つてゐた様である。又隣接する内藤新宿との關係も明確にし得なかつた。是等の點から言えば角管村を考察するに當つて本稿の如き問題の採り上げ方は最善の途とは言えなかつたかも知れない。しかし、是等の點については他日を期す事とし、一應今まで考察して來た點からこの村の歴史について以下簡単にまとめてみよう。

と言つても採り上げた問題も、決してすべてに全面的な解釋が與えられた譯ではない。商業發達の擔い手とし

て、個々の商人の系譜等は是非追わねばならぬ問題であつた。その外多くの不明確な點を残している事は否定する事ができない。しかし、史料の缺如は如何とも成し難かつたのである。推測を以つて補わねばならぬ事の餘りに多きを加え、論文としては甚だ不首尾なものとなつてしまつたが、選ばれた村の少くとも大摺みな輪廓は描き得た事と思ふ。要約すれば次の如くである。

近世當初の角筭村をまず一般の農村とみる事は間違ひあるまい。しかし江戸が次第に發展し、特に明暦以後、寛文から元祿にかけて武士の移住が行われ、彼等に伴つて若干の商人も移り來り、商業化の途が開かれた。他方農業生産の面では消費地注戸を間近く控え、畑作、特に蔬菜類や若干の商品作物が盛に栽培される様になる。中期のこの村の主要な生業はむしろこの點に求める事が出来る様である。しかし田沼時代における一般的な商業繁榮はこの村の都市化を決定的に方向付け、近隣農村を主たる顧客とする商業の發達が見られるに至る。勿論その間には種々の問題を生じつゝも、次第に事實上江戸の最外縁として都市的な機能を持つ様になつたのである。しかし變化は一般の農村に比べれば比較にならぬ程大きかつたと言え、決して急激なものではなかつた。そしてこの様な都市化を見ながら、そこに出て來る商業は小賣的なものが多く、手工業生産の殆んど行われなかつた事を加えて、商業資本として迄は成長し得ず、江戸或いは盛り場の内藤新宿に寄生するといつた從屬的なものに終つてしまつた。江戸の商人仲間へ殆んど抵抗の跡も示さずに組み入れられて行つた事等もこの様な從屬性から來るかも知れない。又、自ら進んで販路を求める必要もない程交通上の要衝を占めた事も、商業發達の有力な一條線を形成したのと同時に、この様な消極性をもし出す條件ともなつた様に考えられる。

しかし、何れにせよ、制度的には江戸市外の一村落であり、事實近世當初においては通例の一農村にすぎなかつたと考えられるこの村が、時代と共に實質的には江戸の一翼となる迄に都市化し、初期とは全く異つた姿に、變貌して行く過程に、限界内であるにせよ、江戸の發展と近郊村の對應という近世的發展の一形態を見出し得るのである。

村落聯合—組合村について

—武藏國足立郡染谷村—

島 崎 隆 夫

近世封建社會の村落は、中世莊園時代を通じ、徐々に形成され、その末期においてかなり明白な形を取り初めた、「郷」あるいは「村」と呼ばれるところの自治的活動を行つた共同體が、多くの政治的諸變革を経過しつつ、展開をみ、完成されて來たものであつた。^(註一)古き莊園的秩序が崩壊し、未だ近世的秩序が完全に形成され得なかつた中世末期は、中世領主權が薄弱化されたことによつて、社會的不安と政治的動搖がその極に達し、「土一揆」に見られたようなはげしい變革の時代であつたが、かかる時代において、村民達は莊園的支配秩序に對して批判を加え、武士階級の苛酷なる壓政に對して抵抗し、もつて、彼等の社會・經濟生活を自分等の意志に従ひ、新しき秩序の下に營まんとする欲求となつて現れることによつて、各村落民達は、自己の安全を自ら保つことを餘儀なくせられ、それは、極めて自然に、一定の地域を劃して、自己防衛地域をつくり、いわば自治的共同生活體としての村落の形成を強く打ち出した。^(註二)かかる場合、村落は小地域に成立し、村民相互の共同を通じ、自治的傾向を強め、共同利益の防衛と維持を計るという方向が取られたと共に、村落間の結合を生み、村落相互間の團體的行動を可能ならしめ、共同して同一の利害を處置せんとする、地域的結合が行はれた。^(註三)このような中世末の村落は、多くの政治的、社會的、および經濟的變革